

2012.03.08

市議会議員

〇〇〇〇 様

はじめまして。私は、子どもたちを放射能から守る・八尾の会、〇〇〇〇と申します。突然のお手紙失礼致します。この度の東日本大震災にて発生した災害廃棄物及び被災地復興に向けて、私なりに考え、情報を集めた結果をまとめ、八尾市として本当に被災地及び被災された方々の為に何をすべきであるかをまとめてみましたので、お忙しいところ申し訳御座いませんがご覧頂きたく存じます。

#### ■災害廃棄物について

いま取りざたされているのは瓦礫に付着している放射性物質ですが、付着しているのはそれだけではありません。致死量も定められているヒ素、六価クロム、水銀等、非常に毒性の強い重金属類と言われるもの及び、国が健康被害を認めたアスベスト等がミンチ状になり分別不十分なまま処理が進んでいます。

これについて先日環境省に確認しましたところ、あれだけのボリュームなので、本来であれば分別が徹底されるべきであるが出来ていない状況ですとの返答が帰ってきました。

改めてそれぞれの状況をピックアップしてみた資料も添付しておりますが、

- ・重金属類やその他化学物質による複合的汚染状況（資料1-A,B）
- ・瓦礫に混入する六価クロムやPCB（資料1-C,D）
- ・未分別のまま処理が進むアスベストの様子（1-E）

以上ですが、留意しなくてはならないのがこれら有害と認められた物質をゴミ焼却炉で焼却する際、対象瓦礫に何がどれだけ混入しているのかを伝える術が未成熟であり、瓦礫受け入れ先の作業員さんの曝露による健康被害を防ぐ術も未成熟だという事です。

過去のアスベストによる肺がん被害では、作業員さんだけではなく、そのご家族も肺がんになって命を落とされている事です。これは、着用していた作業着をご家族の方が洗濯される際に吸い込んでしまい、曝露してしまったという事例です。

アスベスト繊維は、髪の毛の5千分の1の細さで、それを使用した建材から釘を抜くと約2万本のアスベストが飛散します。これは風邪用のマスクでは防げません。

またアスベストはその処理マニュアル（資料1-F）にも記載されている通り、埋立てもしくは熔融炉での処理と限定されており、一般の焼却炉での処理は禁じられています。繊維がフィルター次第ですり抜ける事が分かっているからです。

また放射性物質においても焼却処理に伴う排ガスから環境へ漏洩する事が明らかになっており（資料1-G,H）、これは先日の東京都及び島田市における試験焼却の結果数値から計算されたものであり、東京都においては入り口側の約11%の放射性物質が煙突から排ガスと

して放出された事が分かります。また島田市においても約 26%、78,800Bq の放射性物質が行方不明となっております。

当排ガスに課される環境法である大気汚染防止法において規制対象となっている物質はわずか 5 種類（カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物）であり、上記有害物の混入が疑われる瓦礫を焼却するという事は、排ガスにもそれが含有される恐れが大きく、またそれを規制するスペックを自治体が有していない為、環境中へダダ漏れとなってしまう事を強く懸念致します。

これは近年まれに見る公害だと認識する事が出来るのではないのでしょうか。

こうした顕在化する健康被害から被災地の方々も守らねばなりません。

問題となっている瓦礫には、上記のように様々な有害物が濃縮された状態なので、それを焼却する事は環境中へ再拡散してしまう事になる為、汚染を封じ込める事がベストだと考えます。

それから、被災地では瓦礫の存在とは別に、雇用不足及びそのバランスが崩れている事が大きな問題となっています。仮設住宅にお住まいの方への聞き取り調査では、約 8 割の方が雇用を求めているとのニュースも見ました。その現状について以下にまとめてみました。

## ■被災地の現状

### ・民主党川内議員のツイートです。

平成 23 年度の補正予算、即ち震災の復旧復興予算。国土交通省分については、2 兆 2600 億円の予算のうち執行済額は 3600 億円。執行率は、たったの 16%(12 月末現在)。

消費税増税に前のめりになる前に、政府は復旧復興に全力をあげるべき。（2 月 23 日）

### ・介護施設が用地や資金不足で窮地に立たされている(資料 2-A)。

### ・天下一団により雇用が奪われている(資料 2-B)。

### ・東京都、奈須議員のツイート

宮城県の担当と話したところ宮城県は県内の市や町から災害廃棄物の処理を委託されていていながら県内焼却施設の余力調査をしていないことが分かりました。

広域処理前提に処理が進められてきたことが分かります。

女川町担当に聞きました。女川町は石巻市、東松島市と一緒に広域連合を組んで廃棄物処理をしてきました。

これまでの枠組みで言えば広域連合として処理計画をたて処理不能分を県に委託、県が県内での処理を検討し不能分を広域処理にまわすはずですが、広域連合での検討も県での検討もありません。

夏に方針転換。事業者＋自治体という補助金受け皿を作ったのが広域処理。  
環境省に5%しか処理されていないが災害廃棄物処理費として計上した補正予算6千億余は  
繰り越すのか聞くと、必ずしも全て処理終了してなくても23年度分として計上されると  
回答。

以上です。大阪府が岩手県に50億円もの瓦礫処理費を請求しようとしています、これは  
本来落ちるべきところに落ちるお金だと思います。

また国は15億円もの税金を投入して広域処理の広報業務を公募し始めました(資料2-C)。

この15億円があれば、生活に困っている方々への支援や現地での瓦礫処理にいくらかでも  
投入出来ます。

最後に、福島県から兵庫県にご家族で避難された方たちの悲しい事実をお伝えさせて頂きま  
す(資料2-D)。

最愛のお子さんと奥様を残されて自殺されたのです。ただ被災者の方たちを受け入れてそれ  
で終わりではなく、そこから新しい生活が始まります。こうして孤独や不安を抱いたまま避  
難先で生活されている方たちは大阪府下にも沢山おられます。そうした方々は住宅ローンも  
残ったままマイホームを捨てて逃げてこられた方々もおられます。

幸いにして汚染を免れた大阪や西日本はこうした方々へのケアや安心な食材の被災地への  
供給、人の受け入れ、雇用や住居の供給が本当の意味の復興支援である筈です。生活があっ  
てこそその復興です。命あつての復興です。どうか、瓦礫に隠れた本当の被災地の救いの声を  
汲み取ってあげて下さい。どうか宜しくお願い申し上げます。

まとまりに欠けた長文、ここまでお読み頂き、本当にありがとうございました。

まだまだ気候の変化は激しいですが、どうか体調を崩さぬようご自愛下さいませ。

〇〇〇〇